

広報



あいかわ aikawa

2003 6/1 No.486

編集・発行 / 愛川町総務部総務課
〒243 0392
神奈川県愛甲郡愛川町角田251 1
☎ 046 285 2111 (代)
FAX 046 286 5021
<http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/>



雨が降るから、
晴れの日が楽しい。

CONTENTS

特集 (仮称)住民参加条例制定へ取り組む	2
町政情報館 行政相談委員2人に委嘱	4
愛川トピックス 田代の勝楽寺「半僧坊祭り」	10
みんなのサークルファイル アロマストレッチ	12
わたしのとっておき	12
子育てプチポケット・図書券が当たるお楽しみクイズ	13
インフォメーション	14
保健ガイド	18

検討経過

昨年からこれまで、一般公募による町民委員や町内の町民参加に関係の深い団体の代表などで構成する、(仮称)住民参加条例の制定に係る専門研究委員会と、町職員で構成する庁内研究部会を中心として検討してきました。

専門研究委員会では、平成14年度に6回、平成15年度に1回、合計7回の会議を開催し、町の町民参加施策の現状と課題、条例の種類と構成、条例骨子(案)について検討を重ねてきました。また、庁内研究部会では専門研究委員会と並行して、合計6回の会議を開催し、職員の見地から検討を進めてきました。

その結果、条例のスタイルと盛り込むべき項目(骨子)が次のようにまとまりました。

自治基本条例タイプ

一口に住民参加のための条例としても、各市町村ではさまざまな種類の条例が制定されています。

自治基本条例、住民参加条例、パブリック・コメント手続条例、公益住民活動支援条例、住民投票条例、街づくり条例そして理念条例の7つに大別されます。

このうち、本町に必要な条例のスタイルは、個別の町民参加手続きを定める条例ではなく、「自治体の憲法」ともいわれ、自治体におけるまちづくりの基本理念、住民と行政との協働の在り方、行政運営の基本原則などを総合的に規定する「自治基本条例」タイプであるとの結論を得ました。

条例案骨子

専門研究委員会や庁内研究部会での検討の結果、条例に盛り込むべき項目(骨子)のうち、主なものは次のとおりです。

前文

町の将来像や条例制定の背景、必要性、趣旨などを宣言的に規定するもの

基本原則

「町民参加によるまちづくり」と「まちづくりに関する情報を町民・町相互に共有すること」を基本原則とするもの

町民の権利および責務

町民をまちづくりの主体として位置付け、まちづくりに参加する権利を保障するとともに、町民にまちづくりの主体として自らの発言と行動に責任を課するもの

議会の責務

まちづくりを考える上で議決機関である議会の果たす役割の重要性を考慮し、町政運営の監視や議会情報の積極的な提供など、その責務を規定するもの

町の責務

町民主体・町民参加によるまちづくりの推進や説明責任など、町の責務を規定するもの

行政評価

効果的な町政運営のため、行政評価の実施と評価結果の公表について規定

するもの

住民投票

町の特に重要な事項について、町民の意思を直接確認するため、住民投票制度について規定するもの

審議会などへの参加

審議会などへ、町民からの公募委員を登用することを制度化するもの

パブリック・コメント手続

重要な政策などの決定に当たり、案の段階で公表し、町民などから意見を聴き取り、これらの意見を踏まえて最終的な決定を行うパブリック・コメント手続について制度化するもの

情報公開・個人情報保護

町民参加による町政の実現のため、町の保有する情報の積極的な公開と提供を規定し、また、情報公開と対をなす個人情報保護を規定し、それぞれの運用については別に条例を定めるもの

会議などの公開

審議会などの会議に関し、事前の周知、会議の原則公開、議事録などの公開を制度化するもの

公益住民活動への支援

行政区やNPなどの町民団体による公益的なまちづくり活動に対して、財政的・物質的な支援の基本事項について規定するもの

都市づくり

土地利用、建築行為、開発行為など、地域の物的環境整備を目的とする都市づくりに関する項目のうち、開発規制色の強いものではなく、町民参加による町民、事業者、行政三位一体の都市づくりを行うための施策を規定するもの

町民参加推進機関

条例の趣旨に即して、町民参加のまちづくりが行われているかについて監視、点検するため、町民参加推進機関を設置するもの

今後のスケジュール

今年12月開催予定の愛川町議会定例会に条例案を提案、平成16年4月1日の施行を目指し、今年度も専門研究委員会や庁内研究部会を中心に検討を進めていきます。

7月と8月にかけては、この条例で規定する新しい住民参加手法「パブリック・コメント手続」を条例の制定に当たり実施する予定です。

また、町民皆さんの生の声をお聴きするため、パブリック・コメント手続と同時に「町民フォーラム」を開催する予定です。

さらに、広報誌やホームページに検討経過などを随時掲載し、町民皆さんの情報の共有を進めながら条例を制定していきます。

問い合わせ 総務課文書法制班(内線) 218へ。

国の業務に関する苦情・相談に応じる行政相談委員 2人に委嘱

医療保険や年金、労働基準、国道など、国の行政機関などの業務に関する苦情や相談に応じて、問題解決のお手伝いをする行政相談委員に、4月1日付で法務大臣から小島和二郎さんと岡部信子さんが委嘱されました。

行政相談委員は、偶数月の第2金曜日の午後に町役場で開設している「なやみこと相談」のほか、行政相談委員の自宅でも相談に応じています。お気軽にご相談ください。お問い合わせ 住民課住民相談班(内線)255へ。



小島和二郎さん



岡部信子さん

長寿夫妻へ記念品を贈呈

敬老の日になみ、結婚後50年または60年を迎えられたご夫妻へ、長寿をお祝いして記念品をお贈りします。対象となる方は申請してください。申請書は長寿課および原・中津出張所にあります。

結婚後50年を迎えられたご夫妻(昭和27年9月16日) 昭

和28年9月15日に結婚されたご夫妻()

結婚後60年を迎えられたご夫妻(昭和17年9月16日) 昭

和18年9月15日に結婚されたご夫妻()

結婚後50年、60年を経過し、まだ記念品を受けていないご夫妻

資格 今年の9月15日までに

町内に6カ月以上在住し、住民登録をされている方
申し込み方法
6月30日(月)までに結婚年月日または同居年月日が確認できる書類(戸籍の謄本など)を申請書に添付し、長寿課高齢福祉班へお持ちください。
お問い合わせ 長寿課高齢福祉班(内線)274へ。

出産費を最高24万円まで貸し付けます

国民健康保険に加入している方が出産する場合、事前に出産費用の一部を無利子で貸し付けます。

対象となる方

- 1) 出産予定日まで1カ月以内である方
 - 2) 妊娠4カ月以上の方で、病院などから出産費用の請求を受けた方、またはその費用を支払った方
- ただし、申込時に町税および国民健康保険税を滞納していない世帯に限ります。

貸付額

24万円を限度とします。

申し込み方法

- 1) 出産予定日まで1カ月以内の方

「出産育児一時金貸付申込書」に、出産予定日まで1カ月以内であることを証明する書類を添付し、健康づくり課

国民健康保険班に提出してください。

- 2) 妊娠4カ月以上の方で、医療機関などから出産費用の請求を受けた方、またはその費用を支払った方

「出産育児一時金貸付申込書」に、妊娠4カ月以上であることを証明する書類と、病院などからの出産費用の内訳が記載された請求書、または領収書を添付し、健康づくり課国民健康保険班に提出してください。

償還方法

貸付申込をするときに、相殺契約の申し込みを同時に行っていたいただきます。これにより、貸付金は30万円の出産育児一時金が支給されるときに相殺(天引き)されます。

お問い合わせ 健康づくり課国民健康保険班(内線)265・269へ。

心豊かな家族と

のびやかな子どもの成長を育むあいのまちへ

「すこやか親子あいかわ」第2次愛川町母子保健計画」を策定

町では、このほど、「心豊かな家族とのびやかな子どもの成長を育む あい(愛)のまち」を基本理念とした「すこやか親子あいかわ」第2次愛川町母子保健計画」を策定しました。

この計画では、子育てを保護者の役割だけでなく、保護者を中心とした家族と地域が支えていくものとしてとらえ、子どもが健やかに伸び伸びと成長できることを目指し、子育ての孤立化や児童虐待の増加、思春期の健康問題などの新たな課題に柔軟に対応し、母子保健施策を総合的・体系的に推進することを目標にしています。

1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進
児童生徒が生命の尊さを理解し、自己と他者の生命、および心身の健康を重んじる心を育てるための支援を行います。また、健全な「こころと体」の発達のために、学校保健・地域保健・医療・福祉などの連携を促進します。

2 妊娠・出産に関する安全性の確保
豊かな母性意識を高め、妊

娠・出産に関する正しい知識の普及を図り、主体的に出産や育児ができるよう支援します。また、妊産婦が家庭や地域、職場に見守られて、安心して出産に臨み、また、出産後に育児を楽しみながら、安心して子育てができるような環境づくりに努めます。

3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備
疾病の早期発見はもとより、多様化するニーズの把握をはじめ、むし歯を含めた疾病予防・乳幼児突然死症候群(SIDS)や事故防止など、母子の健康を維持・増進するため妊娠から一貫した母子保健サービスを提供に努めます。

4 子どもへのあらかな発達の促進と育児不安の軽減
子育ては、保護者を中心とした家族や地域全体で行なわれることが望ましく、地域での子育てを基本に置き、子どもの健やかな発育・発達を促進するため、家庭・地域の環

境整備、育児情報の提供や相談体制の充実・強化を図るとともに、働く女性や外国人母子に対しても安心して育児が行えるよう子育て支援などの環境整備に努めます。また、児童虐待を未然に防ぐため、地域の理解と協力を得るとともに、各行政機関および各関係機関との連携を図るなど、児童虐待の防止体制の整備に努めます。

5 個人の健康状態に応じた支援
医療機関や保育園・幼稚園など、関係諸機関の連携を図り、療育の体系化に向けた検討と継続した処遇が行われる、一貫した療育体制の整備に向けた検討を進めます。

6 母子保健推進体制の整備
子育て支援における施策や、効果的な母子保健対策の推進を図るための基盤が適切に整備され、質の高い母子保健福祉サービスが提供できる体制づくりに努めます。

問い合わせ 健康づくり課 予防班(内線) 263・264へ。

現在、児童手当を受けている方は、5月下旬にお送りした児童手当現況届を6月中に福祉課児童福祉班に提出してください。

また、小学校入学前のお子さんを養育していて、現在手当を受けていない方や昨年、所得制限により児童手当を受けられなかった方は、あらためて新規の申請をしてください。児童手当は申請した月の翌月から支給されます。申請

児童手当現況届の提出を

が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなります。申請に必要なもの
印鑑、振込先の分かる通帳など

手当の支給対象と金額
最初の子ども・2人目の子ども
..... 月額 5,000円
3人目以降の子ども
..... 月額 10,000円
問い合わせ 福祉課児童福祉班(内線) 244・247へ。

平成15年度所得制限限度額

平成14年中の扶養親族等の数	国民年金加入者・年金未加入者 平成14年分所得額	厚生年金などの加入者 平成14年分所得額
0人	301万円未満	460万円未満
1人	339万円未満	498万円未満
2人	377万円未満	536万円未満
3人	415万円未満	574万円未満
4人	453万円未満	612万円未満
5人	491万円未満	650万円未満

平成14年度公文書公開条例・ 個人情報保護条例の運用状況

公文書公開条例と個人情報保護条例について、平成14年度の運用状況をお知らせします。

公文書公開条例の運用状況

より公正で開かれた町政の実現を目指して、町が所有している公文書を皆さんの請求に応じて公開するものです。公文書公開の請求がされた主なものは、学校給食に関するものです。

- (1) 公文書の公開の請求件数：60件
- (2) 公文書の公開をする旨の決定した件数：45件
- (3) 公文書の一部を公開する旨の決定をした件数：12件
- (4) 公文書の公開をしない旨の決定をした件数：2件
- (5) 公文書の公開の請求の取り下げ：1件
- (6) 不服申し立ての件数：2件(累計)

個人情報保護条例の運用状況

- (7) 不服申し立ての処理状況：2件(累計)
- 個人情報を守るため、町が保有する個人情報の取り扱いについて、基本的なルールを定めるとともに、本人の求めに応じて町が保有する個人情報の開示や訂正などを行うものです。

- (1) 個人情報取り扱い事務の登録件数：557件
 - (2) 開示および訂正の請求件数：0件
 - (3) 不服申し立て件数およびその処理状況：0件
 - (4) 是正の申し出件数：1件
 - (5) 是正の申し出の処理状況：1件
- 町では役場本庁舎1階に「町政情報コーナー」を常設しています。このコーナーでは、公文書公開制度や個人情報



報保護制度についての案内・相談・請求の受け付けや、町政に関する刊行物および資料の閲覧・販売・コピーサービスなどを行っています。どうぞお気軽にご利用ください。

問い合わせ 総務課文書法制班(内線)218へ。

交通指導隊80人を委嘱

このほど、総勢80人の皆さんが交通指導隊(交通安全指導嘱託員)として町から委嘱されました。

交通指導隊は、子どもや老年寄りなどへの交通安全教育や、街頭交通指導、交通安全施設の保守など、交通事故防止のために活動しています。

任期は2年。隊長・副隊長は次の皆さんです。

- 交通指導隊正副隊長(敬称略)
- 愛川地区：鳥居行男(隊長)
- 高峰地区：大久保順一(副隊長)
- 中津地区：柳川操(副隊長)
- 工業団地地区：内田照夫(副隊長)



大久保順二さん



鳥居行男さん



内田照夫さん



柳川操さん

より便利な小児医療費助成制度へ 小学校入学前まで「乳医療証」を交付

町では、現在、0歳児から中学校卒業までの子ども医療費を助成しています。7月1日からの助成制度を一部改め、4歳児から小学校入学前児童へも「乳医療証」を交付します。これにより、小学校入学前児童までが、医療機関へ保険診療の自己負担を支払う必要がなくなり、より助成を受けやすくなります。

改正前

4歳児から小学校入学前児童の医療費を、平成14年7月1日から助成しています。しかし、助成を受けるためには、医療費をいったん医療機関へ支払い、後日、必要なものを持って福祉課へ申請しなければなりませんでした。

改正後

今年7月1日からは、4歳児から小学校入学前児童へも、3歳児までのような「乳医療証」を交付します。これにより、「乳医療証」と健康保険証を医療機関へ提示すれば、保険診療の自己負担を支払わずに医療を受けられるようになります。

県外の医療機関や「乳医療証」を取り扱っていない医

療機関で受診した場合は、制度改正前の方法で医療費の助成を行います。

0歳児から3歳児までと、小学1年生から中学卒業までの子どもの医療費助成については変更ありません。

4歳児～6歳児は「乳医療証」の交付申請を！

今回の制度改正で新たに「乳医療証」が交付されるのは、平成9年4月2日から平成11年7月1日までに生まれた4歳児から6歳児までです。

該当する乳幼児を養育している方は、印鑑と乳幼児が加入している健康保険証をお持ちの上、福祉課で「乳医療証」の交付申請をしてください。6月13日までに申請をしていただければ、7月1日までに「乳医療証」をお送りできます。6月16日以降に申請した場合は、順次、「乳医療証」をお送りします。

平成11年7月2日以降に生まれた乳幼児で、すでに「乳医療証」をお持ちの場合はありませんが、住所・氏名・加入

健康保険などに変更がある場合は、「乳医療証」と印鑑・健康保険証をお持ちの上、役場福祉課へ届け出をしてください。

小児医療費助成制度のあらまし

0歳児から小学校入学前児童までの医療費を助成

町民で各種健康保険に加入している0歳児から小学校入学前児童までの入院・通院にかかる医療費を、養育者の所得にかかわらず助成しています。

申請方法

子どもの健康保険証と印鑑をお持ちの上、福祉課で「乳医療証」の交付申請をしてください。

利用方法

県内の医療機関へかかる場合、「乳医療証」と健康保険証を併せて提示すれば、保険診療の自己負担が無料になります。ただし、入院時の食事代・差額ベッド・健康診断などの保険対象外の分と、ほかの公的医療費の助成を受ける場合は対象となりません。

なお、県外の医療機関や「乳医療証」の取り扱いをしていない医療機関へ受診した場合は、診療日の翌月から1年以内に、次の「」をお持ちの上、福祉課で「小児医療

費助成申請」をしてください。後日、保険診療の自己負担分が助成されます。

「乳医療証」
領収書（受診者の氏名・診療日・保険点数が記載されたもの）
健康保険証（受診時に使用したもの）
印鑑

振込先の分かる通帳など（養育者名義で、郵便局以外の口座に限りません）

高額療養費・家族療養附加金が支給される場合は、それを示す書類が必要です。

養育医療・育成医療・小児特定疾患などの医療費助成を受けている場合は、その決定通知書が必要です。

小学1年生から中学卒業までの子どもの医療費を助成

町民で各種健康保険に加入している、小学1年生から中学校卒業までの子どもの入院にかかる医療費を助成しています。この場合、養育者の所得制限があります。

小学1年生から中学卒業までの子どもには、「乳医療証」の交付はしませんので、医療費はいったん医療機関へ支払っていただきます。助成を受けるためには、診療日の翌月から1年以内に次の「」をお持ちの上、福祉課で「小児医療費助成申請」をしてくだ

さい。これにより、後日、保険診療の自己負担分が助成されます。

ただし、入院時の食事代・差額ベッド・健康診断などの保険対象外の分と、ほかの公的医療費の助成を受ける場合は対象となりません。

領収書（受診者の氏名・診療日・保険点数が記載されたもの）
健康保険証（受診時に使用したもの）
印鑑

振込先の分かる通帳など（養育者名義で、郵便局以外の口座に限りません）

高額療養費・家族療養附加金が支給される場合は、それを示す書類が必要です。

育成医療・小児特定疾患などの医療費助成を受けている場合は、その決定通知書が必要です。

なお、この制度の利用には、養育者の所得制限があるため、申請する前に制度に該当するかどうかを、あらかじめ福祉課で確認してください。

市町村民税の申告の無い方や転入された方などは、養育者の所得（課税）証明書が必要ですよ。
問い合わせ 福祉課社会福祉総務班 ☎内線) 242・244へ。

町が造る新しい道路「幣山・下平線」

町では、新しい道路「幣山・下平線」の整備を、中津川右岸（山沿い）に計画しています。この道路は、中津台地を南北に縦断する県道の朝夕の渋滞を緩和するため、箕輪幣山地内から中津八菅山地内の八菅橋下流までの約2キロメートルにわたり、車道幅

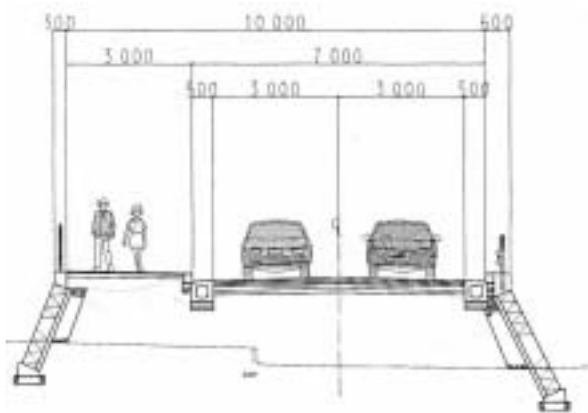
員7メートル・歩道幅員3メートルで整備する予定です。すでに昨年度、八菅橋下流の道路整備が完了しています。今年度は幣山側の橋の基礎2カ所の工事を行う予定です、その後も平成22年度の完成を目指して、計画的に事業を進めます。

幣山・下平線が開通すれば、厚木市内の国道246号および129号への接続が容易になり、近隣の市や町がより身近な生活圏となります。問い合わせ 道路課道路整備班（内線）314へ。

位置図



イメージ図



町施設の室内は完全分煙です



健康増進法の施行に伴い、6月1日から町施設の室内は特定の場合を除き禁煙としました。

健康増進法は、すべての人が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指し、生活習慣の見直しを通して積極的に健康を増進し、病気の発生を予防すること、一人ひとりの主体的な健康づくり活動を社会全体で支援することに重点を置いています。特に、官公庁施設や学校・体育館・病院・飲食店など多数の人々が利用する施設の管理者は、室内などで他人のたばこの煙を吸わされる受動喫煙の防止に努めなければならないとされています。

室内の分煙は本庁舎・文化会館のほか、半原・中津出張所、ラビンプラザ、レディーズプラザ、各公園施設など、すべての町施設が対象です。これらの施設には、入口付近の屋外に灰皿を設置していますので、室内の分煙または禁煙にご協力をお願いします。

健康増進法の施行に伴い、6月1日から町施設の室内は特定の場合を除き禁煙としました。

地区嘱託員21人を委嘱

このほど、各行政区の区長21人の皆さんを、地区嘱託員に委嘱しました。

地区嘱託員は、地域の皆さんからの意見・要望の取りまとめや、町政運営に必要な調査・報告など、町民

と町政を結ぶパイプ役となつていただきます。

また、併せて広報広聴委員も兼務していただき、町長と話し合つつごいなどの運営も担っていただいています。



木藤安治さん(原白区)



内藤健太郎さん(宮本区)



白井秀服さん(川北区)



大矢 堯さん(田代区)



佐々木力夫さん(細野区)



原田哲生さん(両向区)



熊坂弘司さん(上熊坂区)



熊澤孝典さん(小沢区)



有賀忠利さん(箕輪区)



高木雅夫さん(三増区)



吉川 勇さん(角田区)



岡島慶明さん(半縄区)



大野桂司さん(桜台区)



柳川一良さん(二井坂区)



山田 巖さん(下谷八菅山区)



小幡庄市さん(熊坂区)



高橋政和さん(春日台区)



住吉健二さん(桜台団地区)



齋藤忠次さん(大塚区)



平川光夫さん(六倉区)



井上重好さん(坂本区)

夜

店に誘われ、大人も子どもに戻る春の一夜 田代の勝楽寺「半僧坊祭り」



かつてその年に結婚した女性が、挙式当日の晴れ姿でお参りする風習があったことから美女祭りとも呼ばれる田代勝楽寺「半僧坊祭り」。今年も恒例の4月17日に開催され、たくさんの若者や家族連れでにぎわいました。

参道の両脇に軒を連ねる、昔懐かしい夜店の前では「何を買おうか、何を食べようか」と、お小遣いを握り締めた子どもたちが目をキョロキョロ。そんな子どもに交じって、子どものように楽しむ大人の姿もあちらこちらで見られました。



来

年の春も楽しみです。 鳶尾山桜の名所づくり事業

このほど、中津鳶尾山組合（井上照二美組合長 会員128人）の皆さんが、鳶尾山頂北斜面に300本の桜を植栽しました。これは同組合が、鳶尾山の保全や自然林の管理を図るとともに、鳶尾山が桜の観光名所となることを願い、「鳶尾山桜の名所づくり事業」として昭和62年から続けているものです。

現在までに植栽されたソメイヨシノやヤエザクラなどの数は、なんと6,870本。毎年春には美しい花が咲き誇り、私たちを楽しませてくれます。



春

の叙勲 長島孝夫さんが勲五等瑞宝章に

平成15年春の叙勲で、このほど長島孝夫さん（角田・75歳）が勲五等瑞宝章を受章しました。

長島さんは昭和22年から40年以上、厚木愛甲地区の各小学校で教職を務められ、中津第二小学校校長および、中津小学校校長などを歴任されました。

退職後も町教育委員会非常勤職員として社会教育活動の振興に努力されたほか、愛川町教育委員会委員長として大任を果たしました。





地 地元産の野菜や花苗を販売 ツツジ咲き誇る会場で農林まつり

町内産の農・林産物や畜産物を、広く知ってもらおうと今年で28回目となる農林まつりが、4月26日と27日に役場庁舎周辺で行われました。会場には花や野菜の苗などが所狭しと並べられ、お目当ての物を探したり、地元産のキャベツやネギなどの新鮮野菜やウインナソーセージなどを買い求めたりする家族連れなどでにぎわいました。



教 育・文化の振興に功績 18人が受賞 教育委員会表彰

教育や文化の振興に功績のあった方々を表彰する「愛川町教育委員会表彰式」が4月29日、文化会館で行われました。

文化関係で9人、社会教育関係で4人、学校教育関係で5人の皆さんが受賞し、平川教育委員長から表彰状などが贈られました。(敬称略)

文化関係	社会教育関係	学校教育関係
平本 敏(三増)	佐藤正吉(中津)	前川典子(中津)
山田 勲(中津)	加藤一男(三増)	飯塚雅夫(厚木市)
山口勇一(田代)	浦本征夫(中津)	佐藤一成(田代)
金子哲夫(中津)	池田建兒(中津)	榊原美津子(海老名市)
木村澄枝(中津)		小堀廣資(三増)
熊谷隆夫(春日台)		
小島喜一(半原)		
柴田明子(半原)		
渡辺勝弘(田代)		



「アロマストレッチ」

サミんなのサークルファイル

**自分の体
ちゃんと見つめていますか？**

わたしたち「アロマストレッチ」は、毎日が健康で楽しく過ごせるよう活動しているストレッチ体操のサークルです。

ストレッチは体にたまった緊張を取り除く運動で、体が心地よく感じるよう、焦らずにゆっくりと行うのがポイント。難しい運動ではないので、年齢に関係なく自分に合わせて楽しめるのが魅力です。そしてわたしたちはこのストレッチ体操に「アロマセラピー」を取り入れ、毎週違った香りを楽しんでいます。

「アロマセラピー」は花や薬草に含まれる香りを使用した芳香療法で、人間が本来持つ自然治癒力を高め、健康づくりが行えるといわれています。ラベンダーやユーカリなどのアロマオイルを傍らに置くと、リラククスして気持ちよく体を伸ばすことができます。

主な活動は、毎週金曜日の午後1時30分から3時まで、レディースプラザで行っています。見学も自由ですので、興味のある方はご連絡ください。

日ごろのストレスや体の疲れを、ゆっくりとした時間の中で植物の優しい香りに包まれながら解き放してゆく…。あなたもこんな優雅な時間を過ごしてみませんか。

連絡先 ☎(285)1600 レディースプラザまで。



お知らせ

サークルファイルでは、皆さんからの投稿を募集しています。掲載希望の方は、総務課広報広聴班(内線)212へ。

わたしのとっておき



このコーナーでは、あなたの自慢の作品を紹介させていただきます。家族やペットの写真・自作のイラストなどをお送りください。(営利目的や宗教・政治色が強いものは掲載できません。お送りいただいた作品すべてを掲載できない場合もあります)
応募方法 町内在住の方で、作品と住所・氏名・年齢・電話番号・作品の解説などを明記の上お送りください。あて先 〒243-0392 角田251-1 愛川町役場総務課広報広聴班

つい遊びたくなるようです。
(笹真智子さん)

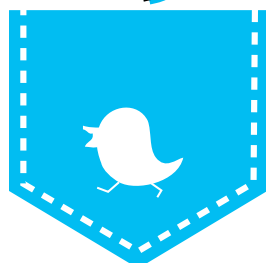


孫の将悟と初旅行しました。
(小林敬子さん)



わが家のアイドル姉妹
綾芽3才と小春6カ月です。
(近藤健一さん)

子育てプチポケット



このコーナーは、これから親になる方、そして今子育て真っ最中の方に少しでも役立てていただこうと、“親と子の関係”について掲載しています。

「きずな」

草木が花や実をつけていくのと、子どもの成長はよく似ているといわれます。草木に花や実がつくためには、水と太陽そして肥料が必要のように、子どもの心の育ちにも必要なものがあります。それは、愛情という肥料です。

ところで、愛情という肥料は一体どのようなものなのでしょう。いろいろ考えられますが、思いやり・優しさ・許し合い・支え合い・助け合い・話し合いなど、目には見えない心の動きからくるものではないでしょうか。

子どもの成長の基盤は家庭であり、家族のきずなです。親子のきずなは妊娠（胎教）そして出産（出会い）から始まります。母となる喜び、赤ちゃんを抱く喜び、そうした瞬間の感動が親子のきずなを一層深いものにしてくれるでしょう。「赤ちゃんが初めて出会うおもちゃは、お母さんの顔と指」これは、寺内定夫先生（子どもの文化研究所所長）の言葉です。



子育て支援センター“あい”情報

利用者からの声

普段できない遊びができて、子どもも満足したようです。



親子で体を動かし、楽しめるのがいいですね。

子育て「ホッ」とタイム

親子で楽しく遊ぶ時間を企画しました。会場はいずれも子育て支援センターです。

日時 6月16日（月）午前10時～
内容 「子どもの事故防止と応急手当て」
講師 町消防士
日時 7月16日（水）午後3時～
内容 絵本・大型紙芝居
講師 吉川紀子さん（お話ナンシー）

問い合わせ 子育て支援センター ☎(285)8345へ。

お楽しみクイズ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。正解者の中から抽選で5人の方に、図書券(1,000円分)をプレゼントします。

町では、国民健康保険に加入している方を対象に、出産費用の一部を無利子で貸し付けます。この制度では、出産育児一時金を出産前に借りることで、それを出産費用の支払いに当てることができるということです。さて、借りられる最高金額は、次の～のうちどれでしょう。

30万円 35万円 24万円

応募方法 町内に在住の方で、1人1通に限ります。はがきに答え・住所・氏名・年齢・電話番号・本誌のご感想を記入の上、お送りください。

(FAX可)

締切日 6月9日(月) 当日消印有効
あて先 〒243-0392 角田251-1
愛川町役場総務課広報広聴班
(FAX番号 286-5021)

正解と当選者は7月1日号でお知らせします。

スポーツ

スポーツ施設の抽選日

第1号公園体育館、町立体育館、坂本体育館

抽選日

6月15日(日) 7月15日~8月14日分
7月16日(水) 8月15日~9月14日分

会場 第1号公園体育館会議室

時間 午前8時45分~

問い合わせ 第1号公園体育館☎(285) 1818へ。

第1号公園野球場・テニスコート・2号公園・坂本運動場・志田運動場・小沢ソフトボール場

抽選日

6月1日(日) 7月分抽選会
7月2日(水) 8月分抽選会

会場 第1号公園体育館会議室

時間 午前9時~

問い合わせ 第1号公園体育館☎(285) 1818へ。

三増公園陸上競技場

テニスコートの利用については、7月末日分まで随時受け付けています。

問い合わせ 三増公園陸上競技場☎(281) 6777へ。

不用品情報

譲りたい

アイロン台 犬小屋 パソコン用プリンター 自転車を無償でリクライニングシート オムツ専用ゴミ箱 子ども用歩行器 洗濯機 冷蔵庫 パイプベッドを価格相談で

譲ってほしい

アップライトピアノ ソファ セミダブルベッド 赤ちゃん用の服 チェスト(ベビーダンス)を無償で
2槽式洗濯機 ピアノを価格相談で

連絡先/住民課住民相談班☎(内線)255へ。

田代運動公園野球場・テニスコート・ソフトボール場

抽選日

6月15日(日) 7月15日~8月14日分
7月16日(水) 8月15日~9月14日分

会場 田代運動公園

時間 午前9時~

問い合わせ 田代運動公園☎(281) 0427へ。

相談

法律相談

6日と20日のいずれも金曜日午前10時から午後3時まで、役場相談室で弁護士が相談に。7月は4日と18日を予定。相談を希望される方は電話予約を。予約をされる方は、相談日の11日前の月曜日から受付をします。

(月曜日が祝日の場合は翌日) 住民課☎(内線)255(有線)4822へ。

消費生活相談

2日、5日、9日、12日、16日、19日、23日、26日、30日の午前10時から午後4時まで、役場相談室で消費生活専門相談員が相談に。(電話での相談も可)

交通事故相談

11日と25日のいずれも水曜日、午前10時から午後4時まで、役場相談室で交通事故専門相談員が相談に。相談を希望される方は住民課へ電話予約を。

なやみごと相談

13日(金)の午後1時30分から3時30分まで、役場相談室で人権擁護委員、行政相談委員が相談に。(電話での相談も可)

住宅相談

18日(水)の午後1時から4時まで、役場

サマージャンボ宝くじ

3億円

1等 2億円
前後賞 各5千万円
1等・前後賞併せて

©川内康範・室弘企画

発売期間
7/14日
~8/1日(金)まで

抽選日 8月12日(火) 発売 全国47都道府県 1枚300円
お問い合わせ ☎03-3596-3771(代)

この宝くじの収益金は市町村の
明るく住み良い街づくりに使われます。

(財)神奈川県市町村振興協会

相談室で建築事業組合愛川の会員の方が新築や増改築、耐震建築などの相談に。

行政書士相談

12日(木)午後1時から4時まで、役場相談室で神奈川県行政書士会厚木支部の会員の方が相談に。

教育相談

不登校・校外生活・非行・就学相談など<来所相談>は、毎週、月・火・木・金曜日の午前9時から午後4時まで、役場教育開発センター☎(内線)546で、教育相談員が相談に応じます。

<出張相談>は、2日(月)にレディースプラザで、16日(月)にラビンプラザでいずれも午前10時から午後3時まで行います。

相談指導教室およびスクールカウンセラー相談に関することも、同センターにお問い合わせください。

<電話相談>は、土曜・日曜・祝日を除く毎日、教育開発センター☎(内線)546で受け付けています。

11にちら図書館デス

話題の本

星々の舟(村山由佳)
似ない者夫婦(津村節子)
管仲(上・下)(宮城谷昌光)

かえっていく場所(椎名誠)
ほんまに.....どないなっ
とんねん(玄月)



男女雇用機会均等月間

6月1日～30日

トップは決断 女性もチャレンジ ポジティブアクションで男女ともに活躍を

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について、労使をはじめ社会一般の認識と理解を促すための活動を行っています。

神奈川では、月間行事として神奈川労働局、神奈川県などが連携して、男女雇用均等推進セミナーを開催します。

日時 6月19日(木) 午後1時30分～午後4時

会場 横浜情報文化センター情文ホール(横浜市中区日本大通11)

内容 ポジティブ・アクションの推進についての講演ほか

講師 成城大学法学部教授 奥山明良

問い合わせ 神奈川労働局雇用均等室 ☎045(211)7380へ。

県立あいかわ公園で地場生産品を販売

町観光協会では、県立あいかわ公園で地元で作られた菓子・木工製品・ネクタイなどを販売しています。

会場 県立あいかわ公園パークセンター

期間 12月までの土・日・祝日の午前10時～午後4時(平日は展示のみ)

販売品 ネクタイ・Tシャツ・スカーフ・組みひも・菓子・木工製品ほか。

問い合わせ 商工課商工観光班 ☎(内線)344へ。



紫外線に注意!

太陽の光は、わたしたちの生活にとってなくてはならないものですが、近年、オゾン層の破壊などにより紫外線量が増加しています。紫外線による過度の日焼けは、肌のおしみやしわの増加、さらには皮膚がんの発症、白内障の進行などの原因といわれています。

これからの季節、山や海などに出掛ける機会も増え、ますます多くの紫外線を浴びることになります。

外出する際には次のことに注意しましょう。



紫外線の強い時間帯(午前10時～午後2時ごろ)は、できるだけ外出を控えましょう。

外出するときは帽子をかぶりましょう。

露出部分の少ない衣類を着用しましょう。

屋外では、できるだけ日陰を利用しましょう。

過度の日焼けをしないようにしましょう。

問い合わせ 環境課環境対策班 ☎(内線)382へ。

「用途地域の指定のない区域における建築形態制限の指定」に関する縦覧

市街化調整区域における容積率や建ぺい率などを定める県の指定案がまとまりました。その案を次のとおり皆さんに縦覧します。この案にご意見のある方は、縦覧の期間中、県知事あてに意見書を提出することができます。

縦覧場所 町都市施設課・県建築指導課・厚木土木事務所計画建築部

縦覧期間 6月2日(月)～30日(月)

(土・日を除く午前8時30分～午後5時)

問い合わせ 都市施設課都市計画班 ☎(内線)323へ。

募集

青少年県外交流事業 団員を募集

県外の青少年との交流や体験活動を通し、相互理解や相互協力意識を養ってもらおうと、青少年を県外に派遣する青少年県外交流事業を行います。ぜひご参加ください。

派遣期間 8月2日(土)～8月4日(月)

派遣先 友好都市 長野県立科町

活動内容 立科町青少年との交流、立科町えんでご祭りへの参加(事前に2日間程度の研修を行います)

対象 町内の中学校に在籍する中学1年生

募集人数 30人

参加費 5,000円

交通 町マイクロバス

申込方法 6月16日(月)までに申込用紙(教育委員会・各中学校で配布)に必要な事項を記入し、各中学校へ提出してください。

問い合わせ 教育委員会生涯学習課 ☎内線 528へ。

成人式実行委員を募集

平成16年1月と平成17年1月に開催する、成人式の企画や運営を行う実行委員を募集します。

募集人員 15人程度(各年)

委員期間 平成16年1月に成人式を迎える方は、平成16年1月まで。

平成17年1月に成人式を迎える方は、平成17年1月まで。

内容 月1回程度の会議など。

応募資格 平成16年1月または平成17年1月に成人式を迎える方

応募方法 7月31日(木)までに、教育委員会生涯学習課へ電話でお申し込みください。

問い合わせ 教育委員会生涯学習課 ☎(内線)528へ。



バス路線が廃止 串川橋から半原まで

昨年2月に改正された道路運送法によって、路線バス事業の規制緩和がされたことに伴い、神奈川中央交通（株）から次の路線を10月（予定）から廃止する旨の申し出がされました。このため、県生活交通確保対策地域協議会で具体的な対応の協議を進めていく予定です。

問い合わせ 企画課企画調整班☎（内線）223へ。

廃止予定の系統 (起点～主な経由地～終点)	廃止前の運行回数	廃止により、乗り合いバスが通らなくなる区間
三51系統 (三ヶ木～関～半原)	平日13往復、土曜14.5往復、休日12往復	串川橋～半原
三52系統 (三ヶ木～土沢～半原)	平日5.5往復、土曜5.5往復、休日7往復	
橋04系統 (半原～久保沢～橋本駅)	平日7.5往復、土曜6往復、休日6往復	

福 祉 の 窓

支援費制度の利用について

今年4月からスタートした支援費制度は、身体障害者手帳や療育手帳などを持つ障害者が、サービス提供事業者と直接契約し、必要なサービスを受ける制度で、利用者の選択や自己決定を尊重した仕組みとなっています。

サービスを受けた場合、利用者は所得などに応じてサービス提供事業者からサービス総費用の一部を支払い、残りの額は支援費として町から支払われます。

支援費の対象となるサービスは、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイサービスなどの在宅サービスのほか、更生施設、授産施設（軽作業などを通じて社会的自立を図る施設）療護施設（重度身体障害者の入所施設）などの施設訓練サービスなどがあります。

65歳以上の方で介護保険と共通するサービスは、介護保険が優先されます。制度の利用に当たっては、まず福祉課に申請し、支給決定を受けることが必要となります。

問い合わせ 福祉課障害福祉班☎（内線）245・246へ。

危険物安全週間 6月8日～14日 「危険物 無事故の主役は あなたです」

てんぷら油やスプレー缶、油性塗装などは安全に使用すればとても便利なものですが、使用方法などを間違えると大変危険です。これらの危険物は燃えやすく、燃え広がりが早く、消しにくいのが特徴です。

日ごろから危険物の取り扱いには十分に注意しましょう。

取り扱いのポイント

てんぷら油を火に掛けたままその場を離れない。

可燃性のスプレーなどは、火気の近くで使用しない。

灯油缶などは栓をしっかりと閉めて保管する。

油性塗料を使用するときは、火気を使用せず換気に十分注意をする。

小・中学校の教科書を展示

現在、町立小・中学校で使用している教科書を展示しています。どうぞご覧ください。

期間 6月1日(日)～8月31日(日)

場所 図書館

展示教科書

平成14年4月から平成16年3月まで使用される小学校用教科書

平成14年4月から平成17年3月まで使用される中学校用教科書

展示期間終了後は、教育開発センター情報室（文化会館3階）に展示します。

問い合わせ 指導室☎（内線）544へ。

建築物などの実態調査

6月10日～30日

国土交通省では「平成15年度建築物等実態調査」を行います。この調査は、最近の建築物および住宅の建築状況などを調査し、国や都道府県の住宅・建築行政などの基礎資料とすることを目的に、毎年実施しているものです。

6月10日から30日までの間に調査員がお伺いします。調査した内容は統計に関する以外には使用しませんので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 都市施設課都市計画班☎（内線）322へ。

もう一度考えてほしい、水の大切さ 6月1日～7日は「水道週間」です

水は人間をはじめとする地球上の生物にとって欠くことのできない資源であり、わたしたちの生活やさまざまな社会経済活動を支えています。今後、限りある資源の水を有効活用し、安全で良質な水を安定供給するため、地震などの災害に強い水道施設づくりを進めていく必要があります。

次の世代へ豊かな水資源を残すため、さらに水に対する理解と認識を深めてもらうことを目的に、全国一斉に「水道週間」が実施されます。

スローガン 『届けます 未来に安心 水道水』

催し 6月1日(日)午前10時から「あいかわ健康の日」に合わせて、役場本庁舎周辺で水道週間キャンペーンを開催します。さまざまな催しを予定していますので、大勢の皆さんのご来場をお待ちしています。



文化会館 催し案内

ホール

月日	催し	開演	終演	主催	入場
6/18 (水)	平成15年度たばこ税 手持品課税説明会	13:30	15:30	厚木税務署☎(221)3261 町税務課☎(285)2111	無料 (先着535人)
6/22 (日)	コア音楽講座合同発表会	13:00	16:30	ブックスコア ☎(286)3520	無料 (先着535人)
6/28 (土)	神奈川県消防協会厚木市 愛甲郡支部教養研修会	14:00	16:00	町消防本部 ☎(285)3131	関係者

「夢カード」で文化会館前売り券が交換できます。

展示

期間	催し	主催
6/14(土) 6/15(日)	愛川水石奇木会展	山田☎(281)1600

展示場所についてはすべて1階で、入場無料となっております。なお、通常の展示時間は午前9時から午後5時です。

問い合わせは直接主催者をお願いします。

映画

「劇場版ポケットモンスター
七夜の願い星ジラーチ」を上映

千年に一度のすい星の夜に、サトシ&ピカチュウたちが繰り広げる愛と勇気と感動のファンタジーアドベンチャー映画。伝説のポケモン「ジラーチ」が、ついに登場します。ポケモン映画の最新作をご家族そろってお楽しみください。

会場 文化会館ホール

日時 7月26日(土)

1回目 9時30分～

2回目 12時00分～

3回目 14時30分～

4回目 17時00分～

入場料 大人(高校生以上) 1,000円

小人(3歳以上) 500円

前売り券は文化会館窓口、町内各前売所で発売中です。前売り券が売り切れた場合、当日券はありません。

問い合わせ 文化会館☎(内線)532へ。



お知らせ

平和資料館の親子見学会

戦争を体験していない親と未来を担う子どもたちに、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるため、平和資料館の親子見学会を開催します。参加費は無料、昼食は町が用意します。

日時 7月27日(日) 午前8時30分～午後5時(予定)

見学先 川崎市平和館(川崎市)・地球市民かながわプラザ(横浜市)

対象 町内小学校に通う5・6年生の親子30組(60人)

応募多数の場合は抽選。

申し込み 所属小学校から配布された参加申込書を6月13日(金)までに所属小学校へ提出してください。

問い合わせ 企画課企画調整班☎(内線)224へ。

もう一度 普通救命講習会を!

身に付けた応急手当てを、もう一度確認してみませんか。普通救命講習会をすでに受講され、修了証をお持ちの方を対象に6月から再度講習会を開催します。

ご希望の方は事前に電話でお申し込みください。実技を行いますので、軽い運動のできる服装でお越しください。

日時 毎月第2・3土曜日 午後1時～3時

会場 消防署2階会議室

内容 観察要領・心肺蘇生(そせい)法・外傷の手当てなど

対象 普通救命講習修了証の取得者

講師 町消防職員

申し込みと問い合わせ 消防署救急隊☎(285)3131へ。

今月の納税・納付

町県民税 第1期分・全期前納分

国民健康保険税 第1期分・全期前納分

介護保険料 第1期分

納期限 6月30日(月)

納税は便利な口座振替で

町民健康相談

期日 6月9日(月)

受け付け 成人：午前9時~10時

乳幼児とその保護者：午前10時~11時

会場 町保健センター

対象 乳幼児からお年寄りまで

内容 生活習慣病、育児・栄養相談、血圧測定、尿検査など

問い合わせ 健康づくり課健康づくり班☎(内線)263へ。ご希望の方は当日直接会場へお越しください。

厚木保健福祉事務所からのお知らせ

栄養専門相談(病気の方などの食事相談)

期日 6月3日(火)・17日(火)

時間 午前9時~午後4時

専門医による精神保健相談(心の病気や社会復帰などの相談。アルコール・薬物・シンナーなどの依存症の相談も行います)

期日 6月2日(月)・18日(水)・26日(木)

時間 午後1時30分~4時

6月4日(水)は町福祉センターで開催

専門医による老人性痴呆の相談(物忘れがひどくなるなど、痴呆ほうについての相談)

期日 6月4日(水)

時間 午後1時30分~4時

子ども専門相談(育児や子育てについて、小児科医、臨床心理士、理学療法士が相談に応じます)

期日 6月5日(木)

時間 午後1時~4時

子ども整形外科相談(18歳未満で心配のある方)

期日 6月26日(木)

時間 午後1時~2時

障害児のための歯科相談(心身に障害を持つ6歳未満の幼児)

期日 6月5日(木)

大人の歯茎検診(対象は20~39歳の方)

期日 6月24日(火)

時間 午後1時30分~

エイズ無料検査(電話相談は随時受付)

期日 毎週月曜日

時間 午後1時30分~3時

外国籍県民結核健康診断

期日 毎週水曜日

時間 午前9時~10時30分

料金 無料

申し込みと問い合わせ 厚木保健福祉事務所☎(224)1111へ。

会場は厚木保健福祉事務所

事前に電話で予約をしてください。

健康増進法が施行 5月1日~

平成12年にスタートした国民健康づくり運動「健康日本21」を法制化した健康増進法が、5月1日から施行されました。

この法律は、すべての人が健康かで心豊かに生活できる活力ある社会を目指し、生活習慣の見直しを通して積極的に健康を増進し、病気の発生そのものを予防する「一次予防」と、一人ひとりの主体的健康づくり活動を社会全体で支援する「環境づくり」に重点を置いています。

特にこの法律では、がんや循環器病など多くの疾患や妊娠に関連した有害物質「たばこ」への対策が盛り込まれています。学校・病院・集会場・百貨店・事務所・官公庁施設・飲食店など、多数の人が利用する施設の施設管理者は、受動喫煙(室内などで他人のたばこの煙を吸わされること)を防止することに努めなければならなくなりました。

新型肺炎(SARS)の相談体制

神奈川県各保健福祉事務所(保健所)では、新型肺炎(重症急性呼吸器症候群=SARS)についての電話相談を行っています。

平成14年11月1日以降に流行の起きている地域(トロント、シンガポール、広東省、香港、山西省、台湾、ハノイ、北京、ロンドン、米国、内モンゴル自治区)から帰国された方で、疑わしい症状(38度以上の急な発熱、咳、呼吸困難感などの呼吸器症状)を有する方は、電話でご相談ください。

連絡先 平日：厚木保健福祉事務所(保健予防課)☎(224)1111(代表)

土・日：神奈川県衛生部保健予防課☎045(210)5117(直通)

(受付時間は午前8時30分~午後5時)

保健師より
ひとこと自分の体重を知り、
日々の活動に
見合った食事を!

太ってきたかなと感じたら、体重を量りましょう。

普段から意識して身体を動かすようにしましょう。

美しさは健康から。無理な減量はやめましょう。

しっかりかんで、ゆっくり食べましょう。

体重が重いだけでなく、体脂肪の量が増えすぎてしまった状態を肥満といいます。肥満のほとんどは、食べ過ぎや運動不足によるものです。肥満になると身体の調子が悪くなりやすく、糖尿病をはじめとする生活習慣病なども引き起こすため、定期的に体重を量ってほどよい体重を保つことが大切です。

また、年齢を重ねるにつれ、普段の活動量や運動量が減り、さほど食べていないのに太ってしまうというケースもあります。

年齢や環境に合わせた食生活と適度な運動を行い、肥満を防ぐよう心掛けましょう。



乳幼児の健康診査

受け付け 午後1時15分～2時15分

会場 町保健センター

問い合わせ 健康づくり課予防班☎(内線) 263・264へ。

対 象	期 日	持 ち 物
4カ月児 (15年2月 生まれ)	7月1日 (火)	母子健康手帳、 乳幼児手帳の アンケート
10カ月児 (14年9月 生まれ)	7月3日 (木)	母子健康手帳、 乳幼児手帳の アンケート
1歳6カ月児 (13年12月 生まれ)	7月11日 (金)	母子健康手帳、 歯ブラシ、タオル、 乳幼児手帳の アンケート
3歳6カ月児 (11年12月 生まれ)	7月8日 (火)	母子健康手帳、 歯ブラシ、タオル、 当日の朝の尿、 アンケート用紙、 視力・聴力の調査票 (記入済みのもの)

4カ月児健診については、神経芽細胞腫(小児がんの一種)の用紙をお渡ししますので、病院などで健診済みの方も必ずお越しください。

3歳6カ月児健診については、対象者へ6月下旬に必要書類を送付しますので届かない方はご連絡ください。



離乳食講習会

期日 6月25日(水)

受け付け 午後1時10分～1時30分

会場 町保健センター

対象 生後4～8カ月の初めてのお子さん

とお母さん

持ち物 母子健康手帳、スプーン、筆記用具
内容 栄養士の講話・離乳食の進め方と試食
申し込みと問い合わせ 予約制ですので6
月20日(金)までに健康づくり課予防班☎
(内線)263・264へ。

スキンシップ教室

赤ちゃんとお母さん!保健センターへ遊
びに来ませんか?ベビーマッサージや身
長・体重測定、育児の相談など内容も盛り
だくさん、友だちもたくさんできると思い
ます。お気軽にご参加ください。

日時 6月17日(火) 午前10時～11時30
分(受け付けは9時45分～)

会場 町保健センター

対象 生後2カ月～1歳未満のお子さん
とお母さん(1歳以上のきょうだいがいる場
合はご相談ください。)

持ち物 母子健康手帳、バスタオル(赤
ちゃん用)

申し込みと問い合わせ 健康づくり課予防
班☎(内線)263・264へ。

初めて参加される方は予約が必要です。

乳幼児ツベルクリン反応検査・
乳幼児BCG予防接種

期日 ツベルクリン反応検査 6月16日(月)

BCG予防接種 6月18日(水)

対象 満3カ月から4歳未満のお子さん

平成14年12月・平成15年1月生まれのお
子さん

受け付け 午後1時～1時45分

会場 町保健センター

問い合わせ 健康づくり課予防班☎(内線)
263・264へ。

予防接種を受けるときの注意

当日、接種会場で体温を測るので早め
にお越しください。

「予防接種と子どもの健康」を読み、必
要性や副反応などについて理解しておきま
しょう。

接種後、ほかの予防接種を受ける際は4
週間以上空けてください。

お子さんの歯科保健指導

お子さんにむし歯はありませんか?むし
歯を無くし丈夫な体をつくりましょう。

会場 町保健センター

持ち物 母子健康手帳・歯ブラシ・タ
オル・コップ・乳幼児手帳のアンケート
問い合わせ 健康づくり課予防班☎(内線)
263・264へ。

教室名	期 日	対 象	受 付
むし歯 予 防 教 室	6月19日 (木)	14年5月 生まれ	午前9時 45分～ 9時55分
歯科検診	6月19日 (木)	12年11月 ・ 13年5月 生まれ	午後1時～ 2時30分

育児について心配のある方は、保健師が
相談をお受けします。

2歳児歯科検診を初めて受診される方は
1時15分までにお越しください。(むし歯
予防教室未受診の方)

2歳児歯科検診では身長・体重測定も行
っています。

やすらぎ健康相談

対象 乳幼児からお年寄りまで

内容 生活習慣病、育児相談、栄養相談

受付時間 午前10時～11時

期日・会場

6月24日(火) 両向児童館

6月25日(水) レディースプラザ

6月30日(月) 桜台南児童館

ご希望の方は当日直接会場へお越し
ください

6月のがん(集団)検診

がん(集団)検診を申し込まれた方には、
5月末に受診券、問診票、検便の容器(申
込者のみ)をお送りしています。

受診券に記載されている受診日に必ず受
診しましょう。

持ち物 受診券・問診票・検便(申込者の
み)・検診料金

期日・内容

6月1日(日)	胃・大腸・ 肺・子宮・乳	町福祉 センター
6月18日(水)	胃・大腸・肺	町保健 センター
6月26日(木)	胃・大腸・ 肺・子宮・乳	町保健 センター

検診日などを変更する場合は、早めに健康
づくり課健康づくり班へご連絡ください。

申し込みは、すでに締め切らせていた
きました。

人口	42,802 (-1)
男	22,059 (+17)
女	20,743 (-18)
世帯	15,049 (+43)

ハナショウブが満開

毎年6月上旬ころ、中津下谷のハナショウブが見ごろを迎えます。「しょうぶの里」として親しまれるここは、サラサラと流れる用水路沿いに、ハナショウブが植えられています。

しょうぶの里



あいかわ 6月 カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1 あいかわ健康の日	2 町長と話し合うつどい (二井坂児童館) 消費生活相談 出張教育相談	3 町長と話し合うつどい (桜台児童館) 4カ月児健康診査	4	5 消費生活相談 10カ月児健康診査	6 町長と話し合うつどい (半纏公民館) 法律相談	7
8	9 消費生活相談 町民健康相談	10 3歳6カ月児健康診査	11 交通事故相談	12 町長と話し合うつどい (坂本児童館) 消費生活相談 行政書士相談	13 町長と話し合うつどい (六倉児童館) なやみごと相談 1歳6カ月児健康診査	14
15	16 町長と話し合うつどい (大塚公民館) 消費生活相談 出張教育相談 乳幼児ツベルクリン反応検査	17 町長と話し合うつどい (桜台団地公民館) スキンシップ教室	18 住宅相談 乳幼児BCG予防接種	19 消費生活相談 むし歯予防教室 2歳児歯科検診	20 町長と話し合うつどい (春日台会館) 法律相談	21
22	23 消費生活相談	24 やすらぎ健康相談	25 離乳食講習会 やすらぎ健康相談 交通事故相談	26 消費生活相談	27	28
29	30 消費生活相談 やすらぎ健康相談					

休館のお知らせ

文化会館休館日

毎週火曜日

図書館休館日

毎週火曜日・2(月)

第1号公園体育館休館日

毎週火曜日

田代運動公園・三増公園陸上競技場休園日

毎週火曜日

図書館閉館時間

(通常) 午前9時30分～午後5時

(延長) 毎週水曜日 午前9時30分～午後7時